

18歳未満の者に対し淫行やわいせつ行為を行った教職員は、児童福祉法や栃木県青少年健全育成条例の違反となり、懲役や罰金が科されることになります。

【児童福祉法】

第34条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

六 児童に淫行をさせる行為

第60条 第34条第1項第六号の規定に違反した者は、10年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

※本法律においては、「児童」とは「満18歳に満たない者」と定義されている。

【栃木県青少年健全育成条例】

第42条 何人も、青少年に対し、いん行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

第56条 第42条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第42条第2項又は第47条第一号若しくは第四号から第八号までの規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

※本条例においては、「青少年」とは「18歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)」と定義されている。

高等学校や特別支援学校の18歳以上の生徒を含めて、児童生徒に対し淫行やわいせつ行為を行った教職員は原則懲戒免職となります。

【栃木県教職員懲戒処分の基準】

4 公務外非行関係

(9) 淫行

18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした教職員は、免職又は停職とする。

6 児童生徒に対する非違行為関係

(2) わいせつ行為等

ア わいせつ行為(同意の有無を問わない。)を行った教職員は、免職とする。

わいせつ行為等防止のための取組を再確認してみましょう。

日頃の身近な言動は・・・

特定の児童生徒を特別扱いしていないか。

児童生徒と個人的な電話やメールのやりとり等をしていないか。

必然性がないのに、性に関することや異性関係に関するなどを話題にしたり、尋ねたりしていないか。

必然性がないのに、児童生徒の体を凝視したり、体に触れたりしていないか。

指導体制は・・・

不適切な時間帯や場所で個別の指導を行っていないか。

宿泊を伴う引率における児童生徒への見回り等において、不適切な役割分担がなされていないか。

悩んでいる児童生徒に対しては・・・

児童生徒への相談窓口を設けるなど、相談しやすい体制をつくっているか。

児童生徒や保護者からの情報に耳を傾けるよう心がけているか。

